

平成 26 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 26 年 12 月 5 日 提 出

目 次

同意第5号	人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第15号	東浦町新型インフルエンザ等対策行動計画について・・・・・・・・	別添
議案第63号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・	2
議案第64号	東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・	4
議案第65号	東浦町障害者手当支給条例及び東浦町立なかよし学園条例の一部改正について・・・・・・・・	6
議案第66号	東浦町出張所設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・	8
議案第67号	東浦町営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・	9
議案第68号	東浦町郷土資料館条例の一部改正について・・・・・・・・・・	10
議案第69号	知多中部広域事務組合規約の変更について・・・・・・・・・・	11
議案第70号	平成26年度東浦町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・	別添
議案第71号	平成26年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）・・	別添
議案第72号	平成26年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）・・・・	別添
議案第73号	平成26年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第3号）・・・・	別添
議案第74号	平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別添

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成26年12月5日提出

東浦町長 神谷明彦

菅野純子

提案理由

人権擁護委員菅野純子が、平成27年3月31日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 63 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 略	2 略
3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16 万円</u> とする。	3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>14 万円</u> とする。
4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14 万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>14 万円</u> とする。	4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>12 万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>12 万円</u> とする。
(国民健康保険税額の減額)	(国民健康保険税額の減額)

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円）の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 64 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 (他の法律による給付との調整) 第 6 条 略 2 から 6 まで 略 7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給する。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防	附 則 (他の法律による給付との調整) 第 6 条 略 2 から 6 まで 略 7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給する。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防

団員に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号若しくは第 17 条第 1 号（国民年金等改正法附則第 97 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号</u>に定める給付	団員に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号若しくは第 17 条第 1 号（国民年金等改正法附則第 97 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号</u>に定める給付
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 65 号

東浦町障害者手当支給条例及び東浦町立なかよし学園条例の一部改正について

東浦町障害者手当支給条例及び東浦町立なかよし学園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町障害者手当支給条例及び東浦町立なかよし学園条例の一部を改正する条例

(東浦町障害者手当支給条例の一部改正)

第 1 条 東浦町障害者手当支給条例(昭和 48 年東浦町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(支給要件) 第 3 条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。 (1) 略 (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により <u>指定発達支援医療機関</u> に入院している者	(支給要件) 第 3 条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。 (1) 略 (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により <u>指定医療機関</u> に入院している者

(東浦町立なかよし学園条例の一部改正)

第 2 条 東浦町立なかよし学園条例(昭和 61 年東浦町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(事業) 第 2 条 なかよし学園は、次に掲げる事業を行う。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) <u>第 6 条の</u>	(事業) 第 2 条 なかよし学園は、次に掲げる事業を行う。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) <u>第 6 条の</u>

<u>2の2第2項</u>に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。） (2) 略	<u>2第2項</u>に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。） (2) 略
--	--

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 66 号

東浦町出張所設置条例の一部改正について

東浦町出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町出張所設置条例の一部を改正する条例

東浦町出張所設置条例（平成 21 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
東浦町行政サービスコーナー	東浦町大字緒川字 <u>旭13番地の2</u>	東浦町全域	東浦町行政サービスコーナー	東浦町大字緒川字 <u>申新田二区67番地の8</u>	東浦町全域

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 10 月 11 日から適用する。

提案理由

知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業に係る換地処分による字の名称及び地番の変更に伴い、東浦町出張所の位置の表記を変更するため提案するものである。

議案第 67 号

東浦町営住宅条例の一部改正について

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例

東浦町営住宅条例（平成 9 年東浦町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(入居者の選考) 第 9 条 略 2 及び 3 略 4 町長は、第 1 項各号に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している <u>寡婦若しくは寡夫</u> 、引揚者、炭鉱離職者、老人又は障害者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入以下の低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前 2 項の規定にかかわらず、町営住宅に優先して入居させることができる。	(入居者の選考) 第 9 条 略 2 及び 3 略 4 町長は、第 1 項各号に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している <u>寡婦</u> 、引揚者、炭鉱離職者、老人又は障害者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入以下の低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前 2 項の規定にかかわらず、町営住宅に優先して入居させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 68 号

東浦町郷土資料館条例の一部改正について

東浦町郷土資料館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町郷土資料館条例の一部を改正する条例

東浦町郷土資料館条例（平成 11 年東浦町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第 6 条 第 5 条第 1 項の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ 1 回について <u>4,700 円に、当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> を使用料として当該許可の際徴収する。	(使用料) 第 6 条 第 5 条第 1 項の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ 1 回について <u>3,000 円</u> を使用料として当該許可の際徴収する。
2 略	2 略

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に同日以後の陶芸窯の利用の許可を受けた者の陶芸窯の利用に係る使用料の額については、改正後の東浦町郷土資料館条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

陶芸窯の更新に伴い、陶芸窯の使用料の額を改定するため提案するものである。

議案第 69 号

知多中部広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、知多中部広域事務組合規約（昭和 32 年 9 月 28 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

知多中部広域事務組合が火薬類取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務の一部を処理することに伴い、知多中部広域事務組合規約の変更について協議を求められたため提案するものである。

知多中部広域事務組合規約の一部を変更する規約

知多中部広域事務組合規約（昭和 32 年 9 月 28 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 愛知県事務処理特例条例（平成 11 年愛知県条例第 55 号）の規定により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事務

ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく事務

第 14 条第 2 項中「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 3 号」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	負 担 割 合
1 第 3 条第 1 号にかかる事務の負担金	1 経常負担金 (1) 均等割 10% (2) 人口割 40% (3) 地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額割 50% 2 建設負担金（消防署所の建設に要する土地及び建物並びに当該署所に配置されることとなる消防車の購入に要する経費）当該署所が設置される組合市町 100%
2 第 3 条第 2 号にかかる事務の負担金	1 均等割 10% 2 人口割 40% 3 地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額割 50%
3 第 3 条第 3 号にかかる事務の負担金	1 均等割 10% 2 人口割 90%
4 前各項以外の組合運営経費の負担金	半田市 52% 阿久比町 16% 武豊町 16% 東浦町 16%
備考	
1 人口割は、前年度 10 月 1 日現在の人口による。	
2 基準財政需要額割は、前年度の額による。	

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。